

多摩市長
阿部裕行 殿

(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会
会長 浅倉むつ子

(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会
意見書

平成24年12月21日

(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例の意見書の提出にあたって

すべての人が、性別にとらわれずに自分らしく個性と能力を発揮しながら、お互いを尊重しあう男女平等参画社会を実現していくことは、わたしたちが取り組む最も重要な課題のひとつです。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」の制定等の法整備がされてきました。

多摩市においても、昭和61年に「多摩市婦人行動計画」を策定以来、平成6年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に名称を変更し、時代に合わせて計画を更新しながら、こうした取組を推進し、今日に至っています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識などは依然として根強く残っており、他方、少子化、高齢化、働き方の多様化に伴う雇用形態間の処遇の格差、配偶者や交際相手からの暴力の深刻化など、新たな課題も生じています。男女平等参画社会を真に実現していくために解決しなければならない問題は、なお山積しています。

そのため、(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例を制定することは、平成23年4月に策定された「多摩市女と男がともに生きる行動計画」においても、特に力を入れて取り組む「目標管理事業」に位置付けられました。そして、平成24年6月には(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会が発足し、条例の名称とそこに盛り込むべき内容について検討を行ってきました。計8回にわたる懇談会では、「多摩市の男女平等条例を考える会」との貴重な意見交換も行いながら、東日本大震災以後に制定される地方条例にふさわしい内容を盛り込むために、災害時の男女平等参画など、新たな課題についても議論してきました。

私たちが検討を重ねてきたことをここに提出するにあたり、多摩市における男女平等参画の取組がより一層推進されるために、この意見書が十分に活かされることを、おおいに期待します。

平成24年12月21日

(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会 会長 浅倉 むつ子

(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例の意見書

I 条例の名称について

条例の名称は、条例の目的や理念を表したものです。男女共同参画社会基本法にならい、すべての人が共に社会に参画するという考えを尊重しながらも、私たちは、今なお男女平等に向けた取組に課題がある中、すべての人が、個人の能力や個性を發揮し、意欲や希望にそって対等な立場で社会に参画することをめざし、また、多摩市でも取組が行われてきた、「多摩市女と男がともに生きる行動計画」の施策を推進するため、条例の名称を以下のように提案します。

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」

II 条例に盛り込むべき内容について

(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例の制定にむけて、条例に盛り込むべき内容を審議・検討した結果、以下のとおりとりまとめ、ここに提案します。

1 前文

- 個人の尊重と法のもとの平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた国内の取組は、女子差別撤廃条約を支柱とする国際的な取組とともに、着実に進められてきました。男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。
- 多摩市でも昭和61年に「多摩市婦人行動計画」、平成6年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を策定して、男女平等の実現、性別による差別の解消をめざしてきました。多摩市自治基本条例には、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うこと、性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障されることの重要性がうたわれています。
- このような取組の結果、男女の在り方をめぐる人々の考え方は、時代とともに変わってきました。しかし、現実の社会には、固定的な性別役割分担意識や慣行がなお残っています。また、少子化、高齢化、働き方の多様化に伴う雇用形態間の処遇の格差、配偶者や交際相手からの暴力の深刻化など、新たな課題も生じてきています。それらによって、女性はもちろん男性も生きにくいと感じることが多く見られます。
- 多摩市は、地域的には、ニュータウン開発に伴い、ベッドタウンとして急速に発展してきたという特色があります。一時期に同世代の転入が集中したこ

とにより、地域活動・地域交流・市民同士のつながり等の醸成にかかる時間も短いままに、これまで経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしています。

- これらの課題や問題を解決するために、女性も男性もお互いに人権を尊重しあい、誰もが個性豊かに生き活きと暮らせる社会、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域生活に参画し、責任を分かち合うことのできる社会、すなわち真の男女平等参画社会の実現をめざして、この条例を制定します。

2 総則

(1) 目的

- この条例は、男女平等参画社会に関して、その基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにし、男女平等参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、この施策を総合的、計画的に推進するとともに、性別による差別的取扱いを含めた諸問題について、特に困難な状況にある人々をはじめとするすべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することを目的とすること。

(2) 用語の定義

この条例における用語の意義は、それぞれ以下に述べるところによること。

- 男女平等参画社会 女性と男性が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、男女が平等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、また、男女が共に責任を分かち合う社会のことをいいます。
- 市民 市内に居住する者、働く者、学ぶ者及び活動する者をいいます。
- 事業者 営利、非営利にかかわらず、市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいいます。
- その他の団体 事業者に含まれる団体以外の市内で活動するすべての団体をいいます。
- 性別による差別的取扱い この中には、性別に基づく直接差別と間接差別が含まれます。直接差別とは、性別を理由とする不合理な異なる取扱いです。間接差別とは、外形的にみたときには性別によって異なる取扱いはなされていなくても、一方の性別の人が著しい不利益を被るような基準や慣行があり、しかもそれらに正当性が認められない、というような場合のことをいいます。
- 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別の人に向かうのかを表します。具体的には、性的指向が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性

愛、男女両方に向かう両性愛など、性的指向にも多様性があります。

- 性自認 自分がどの性別であるかの認識のことをいいます。性自認が自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。
- 特に困難な状況にある人々 結婚や出産で仕事を辞め再就職が困難な母子世帯、仕事と育児の両立が困難な父子世帯、ひとり暮らし高齢者や介護を抱えている高齢者夫婦世帯、親・息子同居世帯など、固定的な性別役割分担に起因して、困難を抱えている人々や、日本で暮らす外国人女性や女性の障がい者など、外国人や障がい者であることに加えて、女性であることで複合的に困難を抱えている人々のことをいいます。
- 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じていると見られる場合には、格差改善のために、必要な範囲において、それに該当する改善措置を積極的に提供することをいいます。
- セクシュアル・ハラスメント 相手の意思に反する性的な言葉や行為、環境などによって、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害したりすることをいいます。

(3) 基本理念

男女平等参画社会の実現のための施策は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならないこと。

- すべての人が、個人として尊重され、性別ならびに性的指向や性自認にかかわらず、個人の能力や個性を發揮し、意欲や希望にそって、責任を分かち合うこと。
- すべての人が、性別ならびに性的指向や性自認により差別されることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行が解消されること。
- すべての人が、社会の対等な構成員として、政策や方針の立案や決定に参画する機会を確保されること。
- すべての人が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活と仕事・地域活動の両立を図ることができるようにすること。
- 性別ならびに性的指向や性自認による差別と暴力は、決して許されてはならないこと。
- 性別による差別的取扱いを含む諸問題について、特に困難な状況にある人々へ配慮すること。

(4) 市の責務

- 市は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進に関して、積極的改善措置を含む施策を策定し、総合的かつ計画的に実施すること。
- 市は、男女平等参画の推進に関する施策のために、必要な体制の整備を行い、必要な財政上の措置をとること。
- 市は、男女平等参画の推進に関する施策の実施にあたり、国、他の地方公共団体、市民、事業者及びその他の団体と連携を図り、協力すること。

(5) 市民の責務

- 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進に関する施策の理解を深め、家庭、学校、地域、職場、その他あらゆる場において、男女平等参画の推進に努めること。
- 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。
- 市民は、性別による差別的取扱いならびに性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いの根絶、また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者への暴力、その他性別に起因するあらゆる暴力の根絶に努めること。

(6) 事業者の責務

- 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女平等参画の推進に努め、家庭生活と仕事・地域活動との両立を図ることができるような職場環境づくりに努めること。
- 事業者は、性別による差別的取扱いならびに性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いの根絶、また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めること。
- 事業者は、個人の能力を適正かつ公平に評価して、女性の活躍を促進する活動に取り組むよう努めること。
- 事業者は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策、調査などに協力するよう努めること。

(7) 性別等による差別的取扱いと暴力の禁止

- すべての人は、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いならびに性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いを行ってはならないこと。
- すべての人は、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント、配偶者への暴力、その他性別に起因するあらゆる暴力的行為を行ってはならないこと。

(8) 公表される情報への配慮

- すべての人は、情報を公衆に表示する際には、それらの情報が、男女平等参画社会の実現を阻害することがないように、また、性別による差別的取扱いを助長することがないように、さらに、暴力的行為を誘発することのないように、配慮しなければならないこと。

3 基本的施策

(1) 行動計画

- 市は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定すること。
- 市は、行動計画の策定・変更にあたっては、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映することができるよう必要な措置を図るとともに、多摩市男女平等参画推進審議会に諮問しなければならないこと。
- 市は、行動計画を策定・変更したときは、速やかにこれを公表しなければならないこと。

(2) 年次報告

- 市は、男女平等参画の推進に関する施策の実施内容および進捗状況について、年次報告を作成し、多摩市男女平等参画推進審議会の評価意見を添えて、これを公表しなければならないこと。

(3) 拠点機能の整備

- 市は、男女平等参画の推進に関する施策を実施し、そのための取組を支援する総合的な拠点機能として「多摩市立 TAMA 女性センター」を位置づけること。

(4) 推進体制

- 市は、市内における男女平等参画の推進に関する施策の連絡調整を図るため、推進体制を整備すること。

(5) 調査研究

- 市は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行い、その実施のために情報の収集及び分析を行うこと。

(6) 啓発および普及広報

- 市は、市民、事業者及びその他の団体に対して、男女平等参画の推進に関し

て必要な啓発および普及広報活動を実施すること。

(7) 教育・学習

- 市は、家庭、学校、地域及び生涯学習などの教育・学習の場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女平等参画社会の推進に配慮した教育と学習が行われるように努めること。

(8) 性と生殖に関わる健康と権利

- 市は、女性と男性が互いの性を理解し、尊重しつつ、対等な関係において性に関する適切な自己決定ができるよう、必要な支援を行うこと。
- 市は、女性は妊娠や出産をする可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに十分配慮しつつ、女性と男性が生涯を通じて健康を保持・増進できるように、必要な支援を行うこと。

(9) 災害に強いまちづくり

- 市は、男女平等参画の推進の視点にたった地域防災対策を策定・実施することによって、災害に強いまちをつくるよう努めること。

(10) 家庭生活と仕事・地域活動への参画

- 市は、家庭責任をもつすべての人が、相互に協力して、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域活動に参画できるよう、必要な支援を行うこと。

(11) 市民・事業者及びその他の団体に対する支援

- 市は、男女平等参画の推進に関する事業等を実施するとともに、市民や事業者およびその他の団体による男女平等参画の推進に関する活動に対して、必要な支援を行うこと。

4 多摩市男女平等参画推進審議会

- 男女平等参画の推進を図るため、多摩市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置すること。
- 審議会は市長の諮問に応じ、行動計画及び男女平等参画の推進に関する施策について必要な事項を調査・審議及び評価し、またはこれらの事項について市長に意見を述べるができること。
- 審議会は、次に掲げる事項を所掌します。
 - ・行動計画の策定及び変更に関すること
 - ・行動計画の実施状況の評価に関すること

- ・苦情の処理に関すること
 - ・その他男女平等参画の推進に関して必要と認められる重要事項に関する
こと
- 審議会は、男女平等参画の推進について理解と識見を有する者 8 人以内の委員をもって構成すること。
- 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とすること。
- 以上に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な以下のような事項は、別に定めること。
- ・委員の構成
 - ・会長及び副会長
 - ・その他必要と認められる事項

5 苦情の処理

(1) 苦情の申し出

- 市民等は、市長に対して、次に掲げる事項に関して苦情の申し出をすることができること。
- ・市が実施する男女平等参画の推進に関する施策もしくは男女平等参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関わる事項
 - ・性別による差別的取扱いその他の男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害と認められる事項
- 苦情の申し出の窓口は、「多摩市立 TAMA 女性センター」に設置すること。
- 苦情に関して必要な以下のような事項は別に定めること。
- ・苦情の申し出ができる者
 - ・苦情の申し出ができない事項
 - ・その他必要と認められる事項

(2) 多摩市男女平等参画苦情処理委員

- 市長は、苦情について適切かつ迅速に対応するために、多摩市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」といいます。）をおくこと。
- 苦情処理委員は、3 人以内とし、審議会の中から、苦情の処理について適任と思われる者を、市長が委嘱すること。
- 苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要があると認めるときは、関係機関等に対して、指導、助言、または是正の勧告を行うことができること。また、関係機関等に関して、資料の提出および説明を求めることができること。
- 苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要があると認めるときは、審議会と連携を図ること。

○苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後もまた同様とすること。